



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第31号 令和元年6月18日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
145	介護医療院の開設を許可した件	長寿いきがい課
146	指定介護療養型医療施設がその指定を辞退した件	同
147	基本測量を実施する旨の通知があった件	用地対策課
148	公共測量を実施する旨の通知があった件	同

徳島県告示第四百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、介護医療院の開設を許可したので、次のとおり告示する。  
令和元年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

介 護 医 療 院		名 称	林内科介護医療院
開 設 者		所 在 地	徳島市中昭和町二丁目九四番地
サ ー ビ ス の 種 類		開 設 者	医療法人はやし会
許 可 年 月 日		介 護 医 療 院	令和元年六月一日

徳島県告示第四百四十六号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護養型医療施設がその指定を辞退した。

令和元年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護養型医療施設	
名 称	所 在 地
林内科	徳島市中昭和町二丁目九四番地
医療法人はやし会	開設者
介護養型医療施設	サービスの種類
令和元年五月三十一日	辞退年月日

徳島県告示第四百十七号

国土地理院長から、次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	阿南市、勝浦郡勝浦町及び上勝町、那賀郡那賀町並びに海部郡美波町	令和元年七月二十六日から令和二年三月三十一日まで

徳島県告示第四百十八号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（用地測量）	三好郡東みよし町加茂 地内	令和元年五月二十二日から 令和元年十一月二十九日まで